

電力小売供給契約のご契約内容に関わる重要事項（ご契約前の重要説明事項）

株式会社ネオ・コーポレーション

下記の事項は必ずお読みいただき、お申込みください

この書面は、当社が、電気事業法第2条の13の規定に従い、この書面を交付の上、電力小売供給契約を締結・継続するにあたって重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電力小売供給約款【低圧】（テラスネオでんき）（以下「本約款」といいます。）に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんのでその他詳細事項等は、本約款をご参照ください。

1. 電気の供給主体について

電気の供給主体(小売電気事業者)の情報は、以下の通りです。

- ・小売電気事業者の名称：株式会社ネオ・コーポレーション
- ・小売電気事業者の登録番号：A0465
- ・小売電気事業者の所在地：大阪府大阪市淀川区西中島6-1-1 新大阪プライムタワー19F

2. 料金について

料金は、基本料金および電力量料金の合計に、本約款別表に記載の方法により算出される再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達調整費および容量拠出金相当額、その他の調整額を加算または減算したものの合計といたします。

電源調達調整費は、JEPX（日本卸電力取引所）スポット価格の月間平均値に連動する設定のため、下限値、上限値はございません。

料金単価表については、本約款別表の定めをご確認ください。

3. ご契約の成立、供給の開始および契約期間について

- (1) 電力小売供給契約は、当社所定の様式によってお客様よりお申込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- (2) 当社は、原則として、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾した後、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに供給開始日から電気を供給いたします。なお、なお、原則として、供給開始日は検針日とし、お申込みを承諾した後、一番近い検針日を供給開始日といたします。ただし、お引越し等により新たに電気を開始する場合においては、この限りではありません。
- (3) 契約期間は、電力小売供給契約が成立した日(当日を含む。)を始期とし、供給開始日以降1年目の日(当日を含む。)を終期といたします。
- (4) 契約期間満了に先だつて、お客さままたは当社から、電力小売供給契約の終了もしくは変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

4. 契約電力・契約電流・契約容量

原則としてお客さまのお申出により定めます。ただし、(低圧電力 ネオ電子ブレーカー割引特約) については、契約主開閉器の定格電流にもとづき、本約款別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。なお、お客様の申出によって定められた値は、電力広域的運営推進機関の設備情報を確認の上、変更することがあります。詳細は、本約款別表の3 (適用範囲) <従量電灯>(3)、<低圧動力>(3)および7 (契約容量および契約電力の算定方法) をご参照下さい。

5. 計量器等の取付け

契約の成立に伴って一般送配電事業者が計量器を取替える場合がありますが、この取替えにかかる費用は原則として、一般送配電事業者が負担し、お客さまに負担していただくことはありません。なお、計量器の取替え作業に伴って短

時間の停電をお願いする場合があります。

6. 供給電圧について

供給電圧は、標準電圧 100V または 200V となります。また、周波数は、お客さまのお住まいの区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。

北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50Hz

九州電力送配電、関西電力送配電、中部電力パワーグリッド、中国電力ネットワーク、四国電力送配電および北陸電力送配電管内：60Hz（ただし、長野県の一部は 50Hz）

7. 工事費の負担について

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、当該一般送配電事業者による請求を踏まえ、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。
- (2) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまにお支払いいただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお支払いいただきます。

8. 事務経費等の負担について

毎月の電気使用量および請求金額については、原則として、当社 Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて、お客さまご自身でご確認いただきます（無料）。この場合、当社は Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて請求金額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。ただし、お客さまが希望する場合は、別途検針票を発行、送付いたします。なお、この場合、事務手数料として、200 円 / 月（税込）を、毎月の電気料金のお支払時に合わせてお支払いいただきます。

9. 使用電力量の計量方法、料金の算定期間

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までとします。ただし、東京電力パワーグリッド管内については、前月の計量日（一般送配電事業者があらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までとします。なお、料金の算定期間の途中で、①電気の供給を開始、再開、または停止した月、②電力小売供給契約を終了した月は、日割計算いたします。

10. お支払方法について

- (1) 料金については、次のいずれかの方法により、毎月（2）に規定する支払期日に、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いこともなう費用（ハに定める方法により支払いがなされる場合には、事務手数料（250 円（税込））を別途頂戴します。）は、お客さまの負担といたします。

イ クレジットカード支払（お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。）

ロ 口座振替（お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。）

ハ 振込・払込（お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によって申し出ていただき、当社が承諾した場合に限りますが、イまたはロに

よりご登録いただいた情報に不備があった場合は、お客さまの申し出の有無にかかわらず、ハに定める方法により支払っていただきます。)

(2) 料金の支払期日は、次のとおりといたします。

- イ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)イのクレジットカード支払の場合は、当該クレジット会社の規定によります。
- ロ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)ロの口座振替の場合は、支払い義務が発生する日の翌月 27 日といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その翌営業日とします。
- ハ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)ハの 銀行振込等の場合は、当社指定の期日とします。

1 1. ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解約・終了をご希望される場合には、当社 Web サイトまたは当社問い合わせ先へお電話いただき、お手続きをしていただきます。ご契約の終了をご希望の場合には、あらかじめその終了期日を決めて、当社にご連絡いただきます。
- (2) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、当社は、一般送配電事業者による請求を踏まえ、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。
- (3) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電力小売供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社は、一般送配電事業者による請求を踏まえ、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

1 2. 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。なお、この場合には解約する 15 日前までに解約日を示して、その旨をお知らせいたします。詳細は、本約款 36 (解約等) をご参照下さい。

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合
 - ・電気料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・当社との他の契約 (既に消滅しているものを含みます) における債務を期日までに履行しない場合
 - ・本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務 (延滞利息や工事負担金等) を履行しない場合
- (2) お客さまが、当社へ通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- (3) 本約款 25 (供給の停止) にもとづき供給停止がされた場合またはその恐れがある事実が判明した場合
- (4) お客さまが次のいずれかに該当した場合
 - ・仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てを受けた場合
 - ・破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - ・支払停止の状態に陥った場合
 - ・手形不渡り処分または電子交換所による取引停止処分を受けた場合
 - ・その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
 - ・お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
 - ・本約款および託送供給等約款、法令等に反した場合

1 3. 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、当社および一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お

客さまには、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。詳細は、本約款 23（需要場所への立入りによる業務の実施）をご参照下さい。

1 4. 保安に対するお客さまの協力について

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

- ・お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ・お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) 上記のほか、詳細は、本約款 44（保安等に対するお客さまの協力）をご参照下さい。

1 5. その他お客さまの協力について

その他お客さまに電気を供給するにあたって協力していただく事項の詳細は、本約款 24（お客さまの協力等）をご参照下さい。

1 6. 信用情報の共有

お客さまが、電気料金その他の債務について、当社の定める支払期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を、他の小売電気事業者等へ提供する場合があります。

1 7. 反社会的勢力の排除

お客さまには、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約いただくものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電力小売供給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

- イ 自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- ロ 自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。

1 8. その他

(1) 当社は、電気事業法その他法令に基づきお客さまに交付する書面、または、当社が発行する請求書等について、原則として、電子メールの送信またはインターネット等の電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により提供を行うものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

電子メールアドレスのご登録がない、もしくは不備がある等の事情により、上記の対応が出来ない場合には、郵送による交付をいたします。

その他の事情により、手渡し等の方法により交付する場合は、上記の限りにありません。

(2) 当社は本約款を変更する場合があります。この場合、当社は（1）に定める方法を通じてあらかじめご案内いたします。

(3) 当社は、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、電力小売供給契約の期間内であっても、次の手順に従い、電力小売供給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価（以下「新たな料金等」といいます。）を定めることができます。

- イ 当社は、事前に新たな料金等およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を（１）に定める方法によりお客さまに通知いたします。
- ロ お客さまは、新たな料金等を承諾しない場合は、本適用開始日の 15 日前までに、当社に対して電力小売供給契約の終了を通知することで電力小売供給契約を終了することができます。なお、この場合の電力小売供給契約の終了日は、本約款 34（電力小売供給契約の終了）(2)にもとづくものとします。
- ハ ロに定める期限までに、お客さまより電力小売供給契約の終了の通知がない場合は、お客さまは新たな料金等を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日より新たな料金等を適用いたします。ただし、本約款 34（電力小売供給契約の終了）(1)および(2)に基づき電力小売供給契約が終了する場合、本適用開始日前に電力小売供給契約が終了した場合は、この限りではありません。
- (4) 容量拠出金相当額は、当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額は、2024 年度（2024 年 4 月～2025 年 3 月）の供給分から適用されるものとし、その単価については、本約款別表において定めるものとします。
- (5) 当社が電力小売供給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合（本約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます）、お客さまは、当社が（１）に定める方法、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。また、既に締結されている電力小売供給契約の更新（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電力小売供給契約の期間の延長のみをする場合）においては、更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明することならびに更新後に当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を（１）に定める方法によりお知らせすることについてあらかじめ承諾していただきます。
- (6) （低圧電力 ネオ電子ブレーカー割引特約）は、当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。
- (7) お申込みおよび各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

19. お問い合わせ先

名 称：株式会社ネオ・コーポレーション

住 所：〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島 6-1-1 新大阪プライムタワー19F

お問い合わせ先： テラスネオでんきカスタマーセンター

お客さま問い合わせ電話番号： 0800-300-8739

受付時間 9：00～18：00 （平日）